

令和4年度  
商人塾支援事業

公募要領

令和4年3月22日～令和5年1月31日

(株)全国商店街支援センター

## 目次

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 令和4年度 商人塾支援事業について ..... | 1 |
| 1. 事業概要 .....           | 2 |
| 2. 事業のながれ.....          | 3 |
| 3. 応募について.....          | 6 |
| 4. その他留意事項.....         | 9 |

\*ご不明な点や講師選びなどでお困りの際には、  
お気軽に支援センターにご相談ください

株式会社全国商店街支援センター  
商人塾支援事業

 03-6228-3061(代)



syouninjuku@syoutengai-shien.com

## 令和4年度 商人塾支援事業について

新型コロナウイルス感染症の影響により商環境が一変し、商店街を取り巻く環境も大きく変化しており、先の見通せない状況が続いています。

かねてより少子高齢化などの様々な課題を抱えている地域社会において、商店街は地域の生活者を支えるため商品・サービスなど利便性を提供する場であるとともに、地域資源の活用や文化の伝承のための情報発信・交流など地域コミュニティのプラットフォームとしての機能が求められています。

株式会社全国商店街支援センター(以下、「支援センター」という。)では商店街を含む地域全体において、多様な課題に向き合い共有することで、地域の結びつきを強め、次世代リーダーを発掘・育成することを支援します。本事業は委託事業として商店街支援組織等が作成したプログラムに基づき、専門家や実践者による座学研修や現地視察、意見交換などを行っていただきます。

### <商人塾支援事業のポイント>

#### ▶オリジナルの研修カリキュラムを作成！

商店街や地域で取り組みたいテーマについて、自由に研修カリキュラムを組み立てることができます。



#### 「企画提案書サポートプログラム」がスタート。

効果的なカリキュラムの作成を支援します。

#### ▶リモート(オンライン)研修を支援

通常の対面研修に加えリモート(オンライン)研修も選択できます。

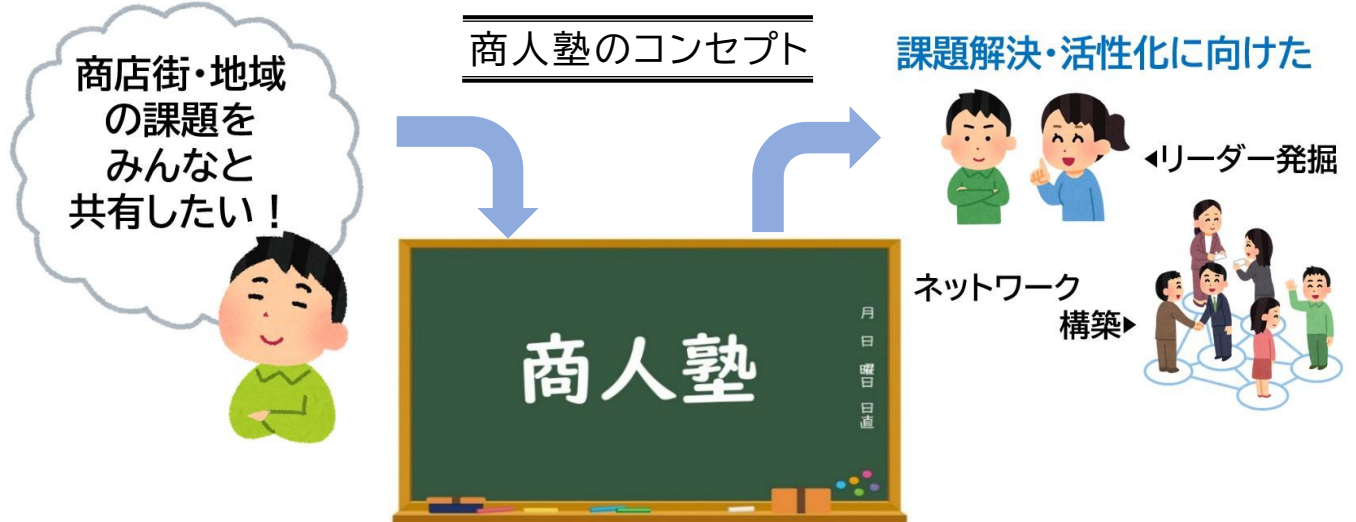
※支援センターより機材の貸与も可能です。

#### ▶現地調査研修による学びの実践！ ※オプション

先進的な活動に取り組む商店街等の視察カリキュラムも選択できます。

# 1. 事業概要

地域の課題・ニーズ等商店街を取りまく現況の把握、商店街活性化のための実践的なノウハウの習得、商人として必要な企業家精神・個店の魅力アップのための研修等を委託事業として取り組んでいただきます。

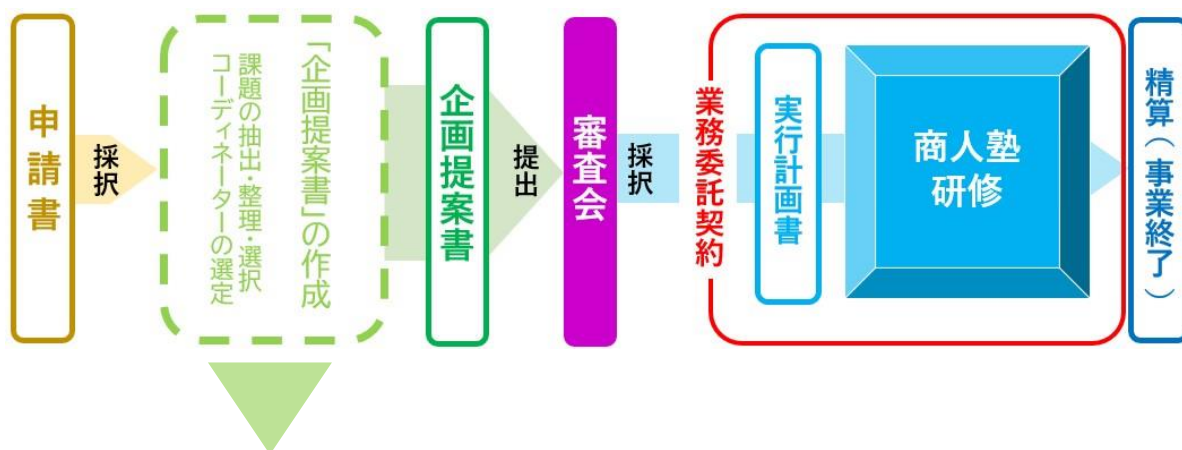


## 事業イメージ



## 2. 事業のながれ

本事業は、応募事業者(「3. (1)申し込み可能な事業者等」を参照)が商人塾の目的に合わせて実施運営する委託事業です。「企画提案書」の採択を経て、支援センターは応募事業者と業務委託契約を締結します。応募事業者は委託契約の「実行計画書」の内容に沿って本事業の管理運営を行い、事業完了後に精算し、事業終了となります。



「企画提案書」の作成にあたっては、以下「企画提案書サポートプログラム」も選択できます。

**NEW!**

### 企画提案書サポートプログラム



商人塾の各研修テーマや講師の選定等、地域の課題や特性に合わせて、より効果的なカリキュラム作成を専門家がサポートします。

👉 詳細は、別紙「2. 企画提案書サポートプログラム」をご参照ください。

👉 事業のながれの詳細は、別紙「1. 応募申請と商人塾の運営までのながれ」をご参照ください。

## (1) 塾生について

塾生は商店街関係者(以下、塾生①という)に加え、地域での幅広いネットワークづくり等、必要に応じて商店街活動に興味のある事業者、学生や地域住民等(以下、塾生②という)が参加できます。



## (2) 「商人塾」のカリキュラムについて

◆カリキュラムイメージ:全5回実施の場合



講義：研修のテーマに沿った担当講師による講義

研修：講師が行う講義と質疑応答・意見交換の組み合わせ

カリキュラム：各研修をまとめたプログラム全体

・研修回数は最小3回から最大8回までとします。

※オプションで現地調査研修の実施も可能です。

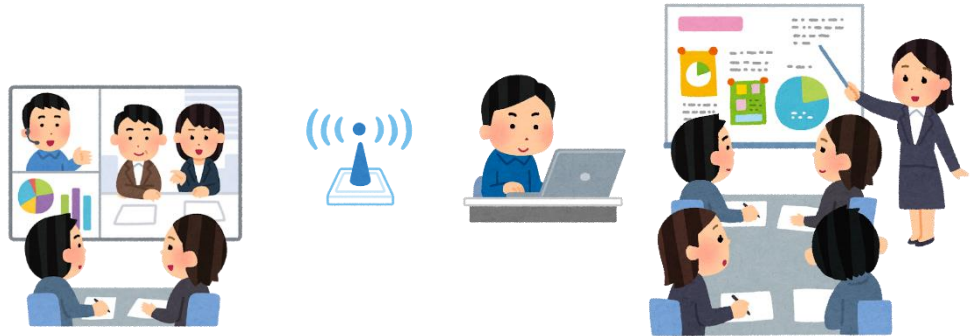
・1回あたりの研修の基本構成は、原則「テーマに合わせた講義」(60分)と「質疑応答・意見交換」(30分)の計90分とします。

※1回あたりの研修時間は1時間から2時間(30分刻み)とします。

(オプションの現地調査研修は除く)

※受託者は各研修終了後、コーディネーターとともに研修内容の振り返りと次回研修に向けた打合せを行います。

・オンラインによる研修(リモート研修)の実施も可能です。必要に応じて機材の貸し出しも行っていますのでご相談ください。



### (3)「商人塾」実行期間

契約締結日から最終期限は原則として令和5年2月末日まで。

### 3. 応募について

---

#### (1) 申し込み可能な事業者(応募事業者)

商店街振興組合連合会、商店街連合会、協同組合、  
商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、  
一般社団法人、NPO法人等商店街支援組織

#### (2) 契約形態

業務委託契約

#### (3) 採択件数

6件 \* 予定件数に達する等、予告なく早期終了する場合があります。

#### (4) 契約期間

契約締結日から最終期限は原則として令和 5 年2月末日まで。

#### (5) 委託費

上限 1,320千円(税込)

○研修回数による委託費の上限について(税込)

3回: 495,000 円    4 回: 660,000 円    5 回: 825,000 円

6回: 990,000 円    7 回: 1,155,000 円    8 回: 1,320,000 円

#### (6) 応募要件

- ・塾生①は、原則、商店街関係者 10 名程度以上の参加が見込まれること。
- ・本事業および組織運営を適切に行うことができ、かつ、管理運営体制が整備されており、本事業の円滑な実施に支障をきたすおそれがないこと。
- ・特定の立場に偏らず、公平性・中立性が確保できること。
- ・本事業と応募事業者が実施している他の事業とを明確に区分して、経理処理、業務管理等が行えること。
- ・本事業の進捗に応じて随時、支援センターと連絡・連携、協議し、委託する上で必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。



- ・支援センターに対して、適宜、現状の進捗状況と課題を報告(提出書類を含む)できる体制が整っていること。
- ・応募事業者は対象地域と関わりが深く、対象地域・商店街を熟知していること。
- ・支援センターから提示された委託契約に合意すること。

\*申請における留意事項

- ・行政や中小企業支援機関等他の補助金・助成を活用している地域でも応募可能とします。ただし、他からの支援を受けている事業と類似又は重複した応募内容は受け付けません。
- ・また、他の補助金・助成を活用している場合は、本事業以外の委託・請負事業、補助金等とは明確に区分してください。
- ・支援センターの他の事業の支援を受けている場合には、採択された事業内容や事業費が重複することのないよう、明確に区分してください。

(7)提出書類

①申請書

「申請書」(様式第5-1)にて作成してください。

※申請書類は支援センターのホームページよりダウンロードしてください。

<https://www.syoutengai-shien.com/support/merchant/>

②その他

・応募事業者の概要および事業実績に関する資料(事業報告書等):1部

・応募事業者の過去2年分の財務諸表:1部

※商工会、商工会議所、中小企業団体中央会からの申請の場合は上記「事業報告書等」「財務諸表」のご提出は必要ありません。

・応募事業者が商店街組織でない場合、代表商店街の直近年度の事業報告書:1部

## (8)申請書の提出期限

・令和 5 年1月31日(火)

※株式会社全国商店街支援センター 商人塾支援事業担当宛にメールまたは郵送にてお送りください。

※募集期間中、適宜受付ます。

\*「商人塾研修」開始時期についてはご相談ください。お申し込みから開始までは概ね 1 ヶ月半から 2 ヶ月を目安としてください。

## (9)送付先

株式会社全国商店街支援センター 商人塾支援事業担当

✉ [syouninjuku@syoutengai-shien.com](mailto:syouninjuku@syoutengai-shien.com)

〒104-0043 東京都中央区湊 1-6-11 ACN八丁堀ビル 4 階

☎ 03-6228-3061 Fax 03-6228-3062

## (10)採否の通知等

- ・本申請の採否結果は、文書で通知します。
- ・採択された応募事業者と商店街等の名称および、事業進捗状況、成果等について、弊社ホームページ等で公開することがあります。

事業開始および終了時期についてはご相談ください。

\*募集期間内でも予定件数に達する等、予告なく募集を終了する場合があります。

#### 4. その他留意事項

---

##### (1)申請した事業内容および計画内容の修正・変更等

やむをえない事情により修正・変更が発生する場合、速やかに支援センターに連絡を取り、承認を得てください。

##### (2)事業実施後(概ね5年間)の調査および取材への協力等

受託者(事業を受託した応募事業者)、コーディネーター、講師等には、事業終了後に支援センター、経済産業省・中小企業庁等が必要に応じ実施する実地調査、フォローアップ調査、会計検査等に係る協力や、収益納付に関する書類を提出していただくことがあります。

受託者(事業を受託した応募事業者)、コーディネーター、講師、塾生等には、事業実施期間中および事業終了後に、支援センター事業PR等のために取材に協力し、資料を提供していただくことがあります。